

## 資料 3

### 病院の開設等の許可申請があった場合の対応

県としては、「条件付与」に関し当面の対応として、地域の医療提供体制に影響を与える申請内容※について、医療機関に対し、調整会議に参加し理由説明を求めるとしている。

### I 県の考える病院の開設等の許可申請があった場合の対応

#### ※ 地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1) 「特定機能病院（鹿大病院）」及び「地域医療支援病院（県内14病院）」の移転もしくは増床<sup>注1)</sup>に伴う開設等許可申請
- (2) 各構想区域において政策医療を担う医療機関の移転もしくは増床<sup>注1)</sup>に伴う開設等許可申請
- (3) その他、各構想区域における200床<sup>注2)</sup>以上の病床を有する中核的な医療機関（(1), (2)以外で10病院）の移転もしくは増床<sup>注1)</sup>に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届

注 1) 1割以上の増床に限る

注 2) 各調整会議において地域の実情に合わせて設定できる



### II 奄美保健医療圏における注2の病床数の考え方

- 案 1 200床以上
- 案 2 100床以上
- 案 3 すべての病院
- 案 4 その他

## 資料3-1

(参考) 医療法 (抜粋)

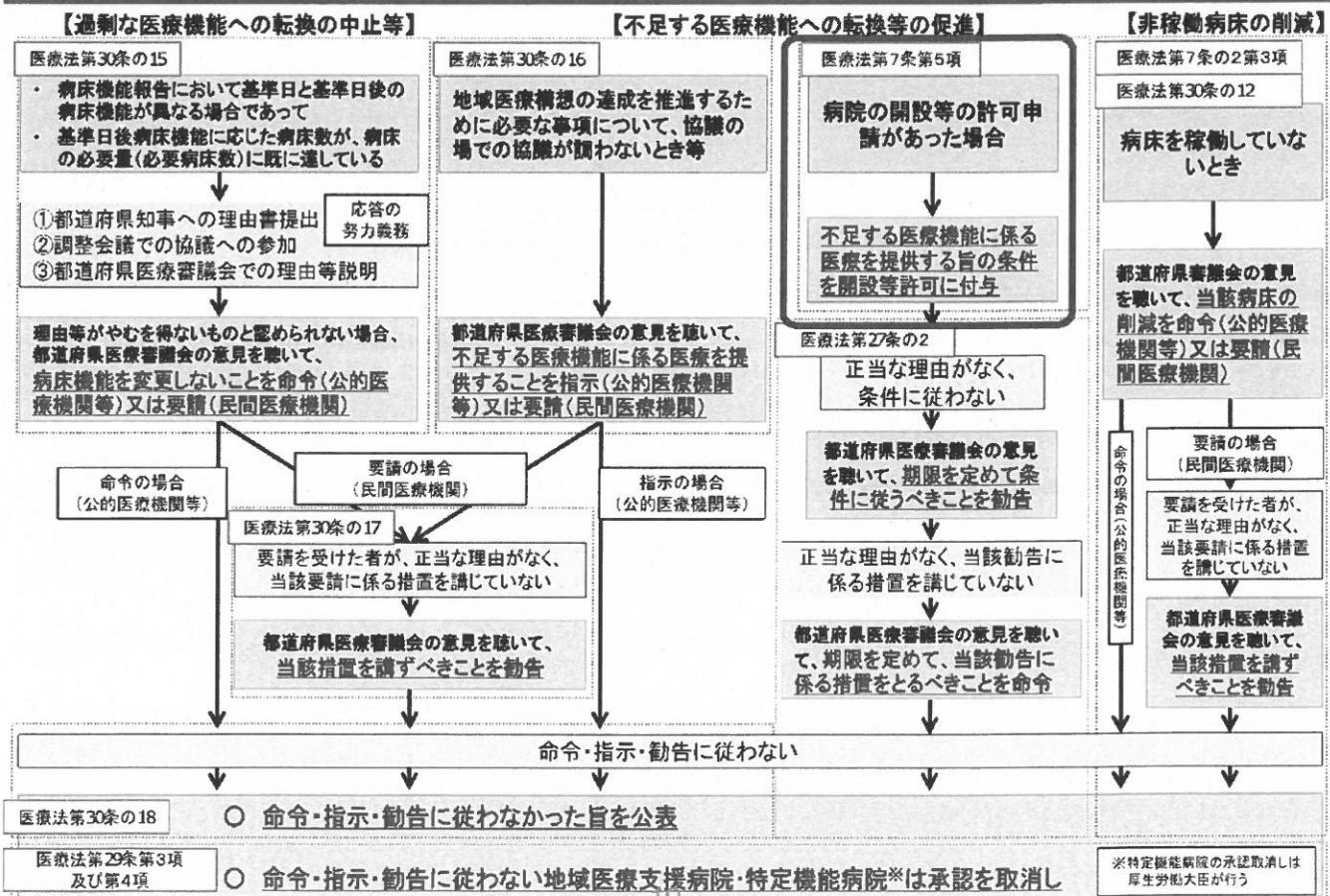
### 第7条

5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第30条の13第1項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第30条の4第1項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）において定める第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

### 第30条の14

3 第7条第5項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

## 都道府県知事の権限の行使の流れ



## 病院の開設等の許可申請があつた場合の対応

県としては、「条件付与」に関し当面の対応として、地域の医療提供体制に影響を与える申請内容※について、医療機関に対し、調整会議に参加し理由説明を求めるとしている。

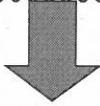
### I 県の考える病院の開設等の許可申請があつた場合の対応

#### ※ 地域の医療提供体制に影響を与える申請内容とは

- (1) 「特定機能病院（鹿大病院）」及び「地域医療支援病院（県内14病院）」の移転もしくは増床<sup>注1)</sup>に伴う開設等許可申請
- (2) 各構想区域において政策医療を担う医療機関の移転もしくは増床<sup>注1)</sup>に伴う開設等許可申請
- (3) その他、各構想区域における200床<sup>注2)</sup>以上の病床を有する中核的な医療機関（(1), (2)以外で10病院）の移転もしくは増床<sup>注1)</sup>に伴う開設等許可申請
- (4) 特例診療所の病床設置に伴う届

注 1) 1割以上の増床に限る

注 2) 各調整会議において地域の実情に合わせて設定できる



### II 奄美保健医療圏における注2の病床数の考え方

- (1) 構想区域におけるすべての病院の移転もしくは増床<sup>注1)</sup>に伴う開設等許可申請
- (2) 特例診療所の病床設置に伴う届

注 1) 1割以上の増床に限る